

郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会 (第5回) 議事要旨

- 1 日時：令和4年7月25日（月）15:00～16:00
- 2 場所：WEB会議による開催
- 3 出席者：
 - ・構成員
谷川座長
大谷構成員、関構成員、巽構成員、長田構成員、増島構成員、森構成員
 - ・オブザーバー
大角日本郵政株式会社DX推進室長
小池日本郵便株式会社常務執行役員、五味日本郵便株式会社執行役員
香月個人情報保護委員会事務局参事官、納富内閣官房郵政民営化推進室企画官
井上総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課長
 - ・総務省
中西総務副大臣、竹内総務審議官、藤野郵政行政部長、松田企画課長、
景山郵便課長、小林貯金保険課長、藤井信書便事業課長
- 4 議事
 - (1) 開会
 - (2) 議題
 - ① 「郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」報告書（案）等に対する意見募集結果について
 - ② 意見交換
 - (3) 報告書手交式
 - (4) 閉会
- 5 議事要旨
 - (1) 開会（事務局より開会の宣言。冒頭、中西総務副大臣より挨拶。）

中西総務副大臣： 谷川座長をはじめ構成員の先生方におかれては、本日も御多用のところ、御出席をいただき心から感謝申し上げます。

最終回の会合の開催に当たって、一言御挨拶を申し上げたい。

昨年10月から開始した本会合においては、信書の秘密や個人情報の適切な取扱いを確保しつつ、日本郵政グループの持つデータを有効に活用するという一方で、熱心に御議論をいただいた。

皆様御承知のとおり、全国約2万4千の郵便局ネットワークを大いに生かしつつ、そのデータを有効活用するという一方で、まさに今の時代にマッチした取組である。デジタル化の進展による国民のニーズの変化に即した新たなビジネスモデルを構築することは、今後の郵政事業の持続的な成長に欠かせず、当然、国の成長にも大いに資するものと確信している。

委員の皆様方には、郵便局データ活用の推進に向け、最終回である本日も忌憚のない御議論を尽くしていただきたい。本日も引き続きよろしくお願い申し上げます。

(2) 議題

- ① 「郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」報告書(案)等に対する意見募集結果について
(事務局より、資料5-1に基づき、「郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」報告書(案)等に対する意見募集結果について説明があった。)
- ② 意見交換
(各構成員より、以下のとおり意見があった。)

大谷構成員： 今回、多数の御意見も寄せられたとのことで、整理いただき感謝。
2点コメントさせていただきたい。

まず、弁護士会照会制度について、DV被害者等の情報が不当に流通しないように日頃から御努力されている旨の意見を弁護士会からいただいている。不当な照会を排除する仕組みが既に弁護士会において整備されているとの自信を表明いただいているものと思う。大変心強いことではあるが、多くの弁護士会があるため、より確実に不当な照会を排除できる工夫を重ねることを期待しての記述と考えている。

次に、公正競争への配慮について御意見をいただいている。公正競争も含めて法令上の制約と言えるため、それについて保護に値する利益を損なってはならないと考えている。昨年、御意見いただいた会社とライバル関係にある企業グループとの提携を日本郵政グループが発表されており、この提携が具体的に公正競争を阻害しているというわけではないにせよ、やはり市場に与える影響の注視は引き続き必要なものと考えている。ただ、質量ともに、大きな顧客基盤の活用はやはり必要なものであるため、公共的な目的であれば、個人のプライバシーや信書の秘密等の取り返しのつかない不利益がない限りにおいては、過度に萎縮することはそもそも望ましくないものだと思う。もちろん、具体的な懸念事項があれば、これは日本郵政にとどまらず行政も含めて事実関係を明らかにし、公正競争の確保に努めることが必要と考えているため、報告書案に追記しないのは、配慮しなくてよいという意味ではなく、単に過度の萎縮を避けるために尽きるのではないかと受け止めている。

今回、多数の御意見もいただき、また、WGを含めて、これまで長くこの議論に関わってくださった皆様に、改めて、この場を借りて御礼申し上げたい。また、今後のロードマップに沿った形で、具体的にデータの利活用が推進していくことを改めて期待したい。

関構成員： 昨日、本検討会の自身のメモを初期から改めて見返し、膨大な量の様々な論点をしっかり整理いただき、とても良い報告書案になったと思い、感謝。

パブリックコメントに関しても、様々な意見が出ている中で、アドバイザーボードの在り方について、監査委員会とすべきといった、若干意図が伝わっていないコメントもあったが、アドバイザーボードがそもそも何を行っていくかという点については、早めに具体的な活動内容を決めて公表していただくことが重要かと思う。

また、ガバナンスにおいても体制においても、その双方における透明性が

改めて重要であると感じた。

民間企業からの意見についても、企業と一緒に様々な取組を進めていくということで、全ての企業と平等にやっていくことはなかなか難しい中、そうはいっても一つの企業と様々な取組を進めていくと不利益が発生するのではないかという不安に関しては理解できるため、やはり透明性を持って進めていただくことが、今後余計な疑念や不安等を起こさない意味でも、非常に重要かと改めて感じた次第であり、今後の活動の中での透明性というところを是非意識して進めていただきたい。

巽構成員：（事務局より代読）

提出された意見について、2点、個人的な所見を述べさせていただきます。

1. 公正競争環境の確保について

提出された意見の中には、「郵便局データ活用推進ロードマップ」の策定に際して、公正競争環境への影響に配慮することを求めるものがあった。

この点は、この検討会に先立つ「デジタル時代における郵政事業の在り方に関する懇談会」で、日本郵政グループと楽天グループとの資本・業務提携を題材として、議論となった。郵便局の物理的なプラットフォームとしての機能や、郵便事業が構築した物流ネットワークを効率的に発展させていくに当たって、適切に他の事業者と提携することは重要である一方、プラットフォームないしネットワークを利用する他の携帯電話事業者や物流事業者に対して、公平な条件で利用条件等を設定することは当然の法的要請である。この点は、同懇談会報告書においても当然の前提として確認されたものと認識している。その趣旨は、今回の報告書案の主題であるデータの利活用についても同様に妥当するものと理解している。

2. ガイドラインの具体例について

提出された意見の中には、ガイドラインの3-1-5（利用目的による制限の例外）等において、民事訴訟法上の裁判所の調査嘱託、文書送付嘱託及び文書提出命令なども、具体例として記載すべきとの指摘があった。この点の記載は、個人情報保護法ガイドライン総則編3-1-5に倣ったものであり、個人情報保護法ガイドラインにおいても、民事訴訟法上の裁判所の調査嘱託等は具体例として記載されていない。

前回の検討会で指摘した通り、このガイドラインは総務省と個人情報保護委員会との共管とされたため、今後はむしろ、郵便事業の具体的な展開に即してこうした事例を逐一チェックしていき、郵便法のみならず個人情報保護法の解釈にも適切に反映させ、引き続きガイドラインの整備を進めていくべきだと考える。

繰り返し指摘していることであるが、事業者が適時に問題を把握し、今後設置される予定のアドバイザーボードを活用しながら、継続的に検討を進めていくことが肝要であろうと思う。

長田構成員： コロナ禍においてデジタル化が一段と進んだこと、そしてその促進のために多くの課題があるということも浮き彫りになったということ実感している。そのような中、本検討会で様々な議論をさせていただいた。今回、一定の方向性が出て、幾つもの御意見もいただいた。御指摘の中には、検討会の中で我々も真剣に議論をしてきた内容も多く含まれていたと思う。

いずれにしても、今後具体的にどのように進めていくのかについては、これからだと思っている。そのため、データ活用は非常に大きなテーマであるが、総務省も含め、郵便に関わっている皆様が、常に利用者である国民の側に立って、そこへの思いを忘れないで取組を進めていっていただきたい。そしてまた、何よりも自らを常に律しながら、その取組について丁寧な説明を忘れずに重ねていっていただくことを希望している。

中村座長代理：（事務局より代読）

寄せられた意見に対し、誠実に検討したうえで示された「考え方の方向性」に異論はない。

転居届の扱いについては議論を重ね、バランスのとれた落とし所を見つけることができたことを認識している。関係者の協議の場を設定するとされており、それも通じ、まずはこの方針で運用するのが妥当と考える。

郵便局データ活用への懸念や公正競争への留意が示されたことには注意が必要。データ取扱に対する国民の信頼の回復とデータガバナンス体制強化は重要な課題であり、公益に資するデータ活用を進めてもらいたい。

さらに、政府・総務省には、アドバイザリーボードや場の設定、データ活用の支援や監督といった事項を着実に実施してもらいたい。

増島構成員：パブリックコメントも、このような形で無事に終了をするということで、これで一区切りはつくかと思っている。

幾つかパブリックコメントで意見をいただき、パブリックコメントのプロセスの性格上、一般の方々と検討している我々の間には様々な情報の非対称性があるため、コメントの中には若干誤解に基づくもの等が含まれることは、事柄の性質上当然あり、仕方のないことだと思う。他方、指摘の中には、一部本質をついている部分もあると拝見している。

今回、報告書案に反映をさせないという判断をされたコメントの中にも、先ほどの競争の問題や弁護士会照会に関するもの等、いわゆる監督者として注意をしなければいけない着眼点としては生かし得るようなコメントがあったと思っている。この辺は、民間側に適切に行わせることはもちろんであるが、他方で監督をする総務省としても、その監督の一つの着眼点、目線として、やはり注意すべき部分があるということについてきちんと受け止めた上で、前に進んでいただくのがよろしいかと感じた。

森構成員：既に発言された御意見と重複するところがあるかと思うが、重要だと考えることについて申し上げたい。

一番多かった御意見は弁護士会照会に関するところであり、照会手続において既に安全性を確保するように弁護士会が審査をしているということで、それは確かにそのようにしていただいているのかと思うが、だからといって、弁護士会としてDV、ストーカー等の関連が窺われない旨を表示させる必要はない、明記する必要はないという御意見は意味が分からないと思っている。安全に審査していただいているのだから、安全に審査している旨を表示して、初めて弁護士会の外側においても、弁護士会で適切にやっていただいていることが分かり、安心してデータを提供できる、照会に対して回答できるということである。

弁護士会照会に対して不用意な回答をすると、プライバシー侵害になるとい

うことに関しては有名な裁判例もあるため、今回の報告書案の整理は、全く法的に見ても問題のないものであり、今回のこの多くの意見に対して報告書案を変更しないと返していただいたことは、全く適切なことであったかと思う。

次に、非常に大きなポイントとして、先ほど、巽先生、増島先生から御指摘のあった競争の問題がある。これは全くごもつともであり、巽先生に詳細に御説明いただいたように、当然の前提であるということである。したがって、今回、御意見をいただいた2社の、ソフトバンクさん、KDDIさんの御意見は誠にごもつともであって、検討会としては、恐らく御意見の趣旨には賛成するという事だと思う。ただ、報告書案を修正しないということであるが、修正しないのは理由があるかと思っている。報告書案の「データを活用した新規ビジネスの段階的展開」に追記して欲しいということであるが、この部分は、郵政グループの信頼回復を第一に考えて、慎重に進めていくという趣旨である。信頼回復があり、ガバナンス構築があり、社会的受容性を慎重に見ながらデータ利活用を進めていくというところを、一本の線で強調したいため、そこに公正競争の話を入れると、やや話が分かれてしまう。そのため、報告書案には追記しないということで御容赦をいただきたい。ただ御趣旨としては全くごもつともであり、当然の前提であるかと思う。郵便局が全国民のデータを持っているのは、もともと唯一の郵便事業だったためであり、そのような意味で、公正競争への配慮がなされるのは当然の法的要請である。巽先生と全く同じことを申し上げている。したがって、公正競争環境への影響の配慮は当然のこととして進めていくべきであるが、報告書案の御指摘の部分にそのような形では修正をしないという形で御容赦いただくという今回のパブコメ返しについて、私はそれでいいかと思っている。

谷川座長： 皆様の精力的な御議論に感謝。様々なパブリックコメントも頂戴して、改めて注目の高さも肌で感じ、この競争問題等についても、幅広く様々な議論が出てくるなと感じている。

このような形で、おかげさまで報告書案がまとまってきたということで、是非、今後実際に利活用がしっかりと進んでいくことを確認したいと思う。また、報告書案の中で提言しているアドバイザリーボードのようなものがしっかりと機能して、ロードマップに沿って前進していくことを期待したい。

大角日本郵政DX推進室長： 構成員の皆様には、日本郵政グループが持つデータの公共性、重要性を踏まえた、そのデータの有効な活用の在り方について精力的に御議論いただき、改めて感謝申し上げます。

本日お示しいただいた報告書案において、信頼の回復、データガバナンスの体制強化など、日本郵政・日本郵便が取り組むべき項目について幅広く記載いただいている。今後創設される「郵便局データ活用アドバイザリーボード（仮称）」とも十分に連携しながら、この報告書案に盛り込まれた各項目について取組を進めてまいりたい。

いずれにしても、日本郵政グループとしては、本日いただく最終報告を踏まえ、お客様本位の観点から、個人情報保護や社会的受容性等には十分配慮しつつ、データ活用を推進し、お客様に便利で新たなサービスが提供できるよう取組を進めてまいる所存である。引き続き御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

小池日本郵便常務執行役員： 昨年の秋以降、本検討会、2つのWGの構成員の皆様におかれては、郵便局が取得をして保有しているデータの取扱い及びその活用について、様々な観点から御議論をいただき、本日報告書案としてまとめていただいたことに、改めて感謝を申し上げます。

まず、データの取扱いに関して、転居届に係る情報等を公的機関等へ提供する場合の要件等について整理いただいた。特に弁護士法との関係については、DV、ストーカー等の懸念がないことを明確に表明いただけるような照会の様式の統一について、引き続き調整等をお願いできればと考えている。

また、データの活用に関して、先週の7月21日の木曜日に、日本郵便から報道発表しているが、日本郵便も参画をしているグローバル・オープンイノベーション・プログラムで「SmartCityX」という取組があり、ニューノーマルの時代のスマートシティをテーマとして、事業共創に取り組んでいる。弊社の郵便物流事業と親和性の高いスタートアップと面談、協議を行い、2社と一緒にやっっていこうとしており、そのうちの1社については、配達車両に高精細のLiDARのセンサーを搭載することでデータを取得し、デジタルの地図に生かしていきたいと考えている。

これまでも御議論をいただいていたが、日本郵便としては、今後も、お客様の信頼の回復、信頼の醸成、それから適正なデータの取扱い等を前提として、その上で、本検討会にて御議論いただいた内容も踏まえ、社会環境のニーズを捉え、あるいはお客様のニーズに対応したデータの活用、それからデジタル化といった取組を進めてまいりたいと考えている。

いずれにしても、本検討会での御意見、熱心な御議論に改めて感謝を申し上げますとともに、今後とも、日本郵便、日本郵政グループへのさらなる御支援、御指導御鞭撻の程、よろしく願いいたしたい。

(報告書(案)につき、構成員からの異議はなく、本案をもって本検討会の報告書とすることが合意された。)

(3) 報告書手交式

(中西総務副大臣に対し、谷川座長から、「郵便データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」報告書が手交された。併せて、写真撮影が行われた。)

中西総務副大臣： ただ今、こうして報告書を御手交いただいた。多大な御努力に心から敬意を表したい。

改めて、谷川座長をはじめ各構成員の先生方におかれては、またオブザーバーの先生方も、昨年10月から本日まで計5回にわたり、大変なる御準備をいただき、また会議の場でも熱心な御議論をいただいて、心から感謝を申し上げます。

報告書については、「郵便局データ活用推進ロードマップ」として、データ活用に向けた基本的な考え方や、日本郵政・日本郵便の取組、また総務省が実施すべき施策等及びそのスケジュールを示していただいているものと承知をしている。今後の郵政行政の見通しを提言いただいた大変意義深い内容であるということで、ありがたく頂いたところ。

総務省においては、本ロードマップに基づき、今後、「郵便局データ活用アド

バイザリーボード」の創設や、郵便局データの提供を求める団体と日本郵政・日本郵便との協議の場の設定、また郵便局データ活用に向けた地域実証の支援等について着実に実施をしていきたいと考えている。

また、日本郵政・日本郵便におきましても、データガバナンスの体制強化や、業務効率化・適正化のためのデータ活用の推進、公的要請に応えるデータ活用について、またデータを活用した新規ビジネスの展開などについて取組を進めていただき、郵便局データの活用とそれによる革新的なサービスの提供を積極的に推進いただくことを期待申し上げます。

本日まで大変御努力いただいた先生方に心から感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。

(4) 閉会（谷川座長の宣言により閉会。）

(以上)